

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

公営企業管理規程	
秋田県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程(三・企業局総務課)……………	1
秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程(四・企業局総務課)……………	1
秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(五・企業局総務課)……………	1
秋田県企業局企業職員の修学部分休業に関する規程(六・企業局総務課)……………	2
秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程(七・企業局総務課)……………	3
秋田県電気事業保安規程の一部を改正する規程(八・電気課)……………	36

公営企業管理規程

秋田県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵

秋田県公営企業管理規程第三号

秋田県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

秋田県企業局事務決裁規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第十四号中「及び部分休業」を「、部分休業及び修学部分休業」に改める。

第四条第三号及び第四号中「課長」の下に「及び技術管理監」を加え、同条第五号中「及び部分休業」を「、部分休業及び修学部分休業」に改め、同条第六号中「課長」の下に「及び技術管理監」を加える。

第六条中「課長は」を「公営企業課長は」に改める。

第七条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 技術管理監が担当する事務についての前項の規定の適用については、同項中「当該事務を所掌する班の班長」とあるのは、「技術管理監がその事務を代決することができるものとし、課長及び技術管理監がいずれも不在のときは、当該事務を所掌する班の班長」と読み替えるものとする。

第七条の二に次の一項を加える。

4 技術管理監が担当する事務についての第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「課長」とあるのは「技術管理監」と、第二項中「課長」とあるのは「技術管理監」と、「局長」とあるのは「課長(当該課長が不在のときは、局長)」と読み替えるものとする。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵

秋田県公営企業管理規程第四号

秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

秋田県企業局企業職員給与規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「のうち」を「その他の職員で」に改め、同条第二項第一号中「二万円」を「四万円」に改める。

別表第六中「課長」の下に「及び技術管理監」を加える。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵

秋田県公営企業管理規程第五号

秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成七年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第三項中「第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者

(以下この項において「要介護者」という。)を「要介護者」に改め、同条第四項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)の適用を受ける一般職員の例(以下「一般職員の例」という。)」を「一般職員の例」に改め、同条を第七條の三とし、第七條の次に次の一条を加える。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第七條の二 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員又は第十五條第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項及び次条において「要介護者」という。)のある職員が、当該子を養育するため又は当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。)をさせるものとする。

2 所属長は、前項の規定に基づき、職員に早出遅出勤務をさせようとする場合には、早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻、休憩時間並びに休息時間をあらかじめ定めるものとする。この場合において、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する請求等の手続は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)の適用を受ける一般職員の例(以下「一般職員の例」という。)による。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県企業局企業職員の修学部分休業に関する規程をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵

秋田県公営企業管理規程第六号

秋田県企業局企業職員の修学部分休業に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、企業局企業職員(以下「職員」という。)の修学部分休業に關し必要な事項を定めるものとする。

(承諾等)

第二条 公営企業管理者(以下「管理者」という。)は、次に掲げる教育施設における修学のため、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、一週間を通じて二十時間を超えない範囲内で、三十分を単位として修学部分休業の承諾を行うものとする。

る。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校

二 学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校

三 学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校

四 前三号に掲げる教育施設に類するものとして管理者が定める教育施設

2 前項の承諾は二年間を超えて行うことはできないものとする。

3 第一項の承諾は、修学部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

(休業中の給与)

第三条 職員が修学部分休業の承諾を受けて勤務しない場合には、その勤務しない一時間につき、企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)第十三条の二第一項の規定により、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(承諾の取消事由)

第四条 管理者は、修学部分休業をしている職員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承諾を取り消すものとする。

一 修学部分休業に係る教育施設の課程に在学しなくなったとき。

二 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又は正当な理由なくその授業を頻繁に欠席しているとき。

三 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

(委任規定)

第五条 この規程に定めるもののほか、修学部分休業に關し必要な事項は、管理者が定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

(秋田県企業局企業職員服務規程の一部改正)

2 秋田県企業局企業職員服務規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

六 修学部分休業

第二十一条第二項の表に次のように加える。

修学部分休業

修学部分休業

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成十七年三月三十一日

秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵

秋田県公営企業管理規程第七号

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程

秋田県公営企業財務規程（昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第九十三條の二」を「第九十三條の三」に改める。

第三條の表(三)の項中、「及び諸費（通信運搬費に限る）」を、「通信運搬費及び雑費（食糧費のうち別に定めるものを除く）」に改め、同表(三)の項中、「土地建物の取得及び処分」を「固定資産の取得」に改め、「及び処分一件の金額五百万円以上」及び「及び処分一件の金額五百万円未満」を削り、同表(六)の項の次に次のように加える。

十六の二 固定資産の異動に関する事		すべての事項	
-------------------	--	--------	--

第三條の表(三)の項中、「及び諸費（通信運搬費に限る）」を、「通信運搬費及び雑費（食糧費のうち別に定めるものを除く）」に改め、同表(三)の項中、「不要」を「不用」に改める。

第五條第一項中、「課長（総務課長を除く。）」を「公営企業課長」に改める。

第四十五條の二中、「施行しがたい」を「施行し難い」に改め、「委託費」の下に「及び賠償金」を加える。

第四十七條第一項に次のただし書を加える。

ただし、給与の資金前渡職員は、本局にあつては総務班長の職にある者、地方公所にあつては地方公所の長とする。

第四十七條第二項ただし書を削る。

第五十四條第三項中、「公示催告手続ニ関スル法律（明治二十三年法律第二十九号）の規定により公示催告をなし、除権判決」を「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四百一一条に規定する公示催告の申立てをし、同法第四百八條第一項に規定する除権決定」に改める。

第九十二條を次のように改める。

第九十二條 削除

第八章第二節中第九十三條の二の次に次の一条を加える。

（取得報告）

第九十三條の三 課長は、固定資産を取得したときは、固定資産取得報告書を作成し、局長に提出しなければならない。

第二百四條第一項中、「年度の」を「事業年度の」に改める。

第二百四條の二第一項中、「の各号」を削り、同条第二項中、「の各号」を削り、同項第二号中、「鉄筋コンクリート造」の下に、「コンクリート造」を加える。

第二百五條中、「総務課長は」の下に、「第九十三條の三（取得報告）」を加える。

第二百七條の三中、「支払時期（）」の下に、「第九十三條の三（取得報告）」を加える。

第二百九條中、「課長（総務課長を除く。）」を「公営企業課長」に改める。

第二百五條中、「課長及び」を「公営企業課長、」に、「並びに」を「及び」に改める。

別表第四(1)を次のように改める。

別表第 4(1) (第133条関係)

電気事業会計勘定科目表

資 産

1 固定資産

款	項	目	節	細 節	備 考
(1) (電気事業固定資産)					
水力発電設備	(何) 所	土地			電気事業に引き続き供するために取得した資産を整理する。 箇所別に整理する。
		建物			土地の取得に要した買収代及び整地費（建物又は水路に直接に関係のあるものを除く。）、周旋料、消耗品費等の諸係費を整理する。 建物の取得に要した工事費（基礎工事費及び附属施設工事費を含む。）、材料代及び買収代（買収した建物を使用するために要した修繕、模様替え及び改造等の諸係費を含む。）並びに人夫費、消耗品費、整地費、周旋料、登記料等の諸係費を整理する。
		水路	鉄筋コンクリート造 れんが造 金属造 木造 簡易建物		水路の取得に要した基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費その他の諸係費を整理する。
		機械装置	えん堤 取水口 導水路 沈砂池 水槽 水圧管路 放水路 雑工事		機械装置の取得に要した運搬費、据付費、消耗品費その他の諸係費を整理する。
		諸装置	水車 発電機 主要変圧器 配電盤開閉装置 自動制御装置 屋外鉄構 諸機械装置		発電所全般の用に充てる発電所内又は周辺の機械装置等であつて、上記の各目に該当しないものを整理する。基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費その他の諸係費を含む。
		備品	通信電灯電力装置 運材装置 修繕試験装置 雑装置		耐用年数が1年以上で取得価格が10万円以上のものを整理する。
		共有設備	工具 器具諸備品 諸車		水力発電設備を他と共有する場合に整理する。
			土地 建物	鉄筋コンクリート造 れんが造 金属造 木造 簡易建物	
			水路	えん堤 取水口 導水路 沈砂池 水槽	

			機械装置	水圧管路 放水路 雑工事	
			諸装置	水車 発電機 主要変圧器 配電盤開閉装置 自動制御装置 屋外鉄構 諸機械装置	
			貯水池（又は調整池）	通信電灯電力装置 運材装置 修繕試験装置 保安通信装置 配電設備 諸設備 雑装置	
		無形固定資産	共有者持分額（貸方）	えん堤 ダム	法律上の権利その他これに準ずるものを整理する。
			電話加入権 ダム使用权 施設利用権 上流増負担金 下流増負担金 水利権 地役権 庁舎使用权 公舎使用权		
減価償却累計額（貸方）	水力発電設備	(何) 所	建物 水路 機械装置 諸装置 備品 共有設備		箇所別に整理する。
			建物 水路 機械装置 諸装置 貯水池（又は調整池）		線路別に整理する。
送電設備	(何) 送電線路	土地 建物 架空電線路			「水力発電設備」の同目に準ずる。 「水力発電設備」の同目、同節に準ずる。 架空電線及びそれを支持するために使用される鉄塔その他の定着物を整理する。基礎工事費、建柱費、装柱費、架線費等を含む。
		地中電線路	鉄塔 鉄柱 コンクリート柱 木柱 がいし 電線 地線 添加電話線		電力用ケーブル及び添加電話ケーブルを収容するために施設される地中管路及びずい道並びに電力用ケーブル等の取得に要した諸係費を整理する。
		保安開閉装置	管路 ケーブル 電話ケーブル		開閉所及び開閉塔の機械装置を整理する。開閉塔の鉄塔、木柱等の支持物を除く。
		保安通信装置	保安開閉装置 電力用蓄電器 屋外鉄構 諸機械装置		
			支持物		

減価償却累計額(貸方)	送電設備	諸装置 備品 無形固定資産 (何)送電線路	管路 電話線 電話ケーブル 空中施設線 搬送送受信装置 搬送結合装置 無線通信装置 諸機械装置	「水力発電設備」の同目、同節に準ずる。 同上 同上 線路別に整理する。
業務設備	本局	土地 建物 独立電話線路 添加電話線 空中線施設 通信機械装置 諸装置 備品 無形固定資産 本局	建物 架空電線路 地中電線路 保安開閉装置 保安通信装置 諸装置 備品 鉄塔 鉄柱 コンクリート柱 木柱 管路 電話線 電話ケーブル	本局分資産を整理する。 「水力発電設備」の同目に準ずる。 「水力発電設備」の同目、同節に準ずる。 交換機又は交換装置がある場合は分線盤に接続するまで、それがない場合は電話機までとする。 その支持物又は管路が、他の科目に整理された電話線を整理する。交換機又は交換装置がある場合は分線盤に接続するまで、それがない場合は電話機までとする。 無線通信用の構築物を整理する。
(2) (附帯事業固定資産) 附帯事業固定資産	(何) 附帯事業固定資産	(何)	(何)	「水力発電設備」の同目、同節に準ずる。 同上 同上 本局分資産を整理する。
(3) (事業外固定資産) 事業外固定資産	(何) 所	土地 建物 その他事業外有形固	建物 独立電話線路 添加電話線 空中線施設 通信機械装置 諸装置 備品	附帯事業の用に供される固定資産を整理する。附帯事業ごとに項において区分し、資産ごとに目以下を設ける。 電気事業又は附帯事業の用に供されることが確定した設備であつて、建設仮勘定、除却仮勘定又は貯蔵品勘定に整理するもの以外のものを整理する。 「水力発電設備」の同目に準ずる。 「水力発電設備」の同目、同節に準ずる。 上記以外の用に供される事業外固定資

<p>(4) (固定資産仮勘定) 建設仮勘定 (電気事業 固定資産建設工事口)</p>	<p>建設費</p>	<p>定資産 無形固定資産 (何) 所建設費</p>	<p>土地 建物 水路 貯水池 (又は調整池) 機械装置 諸装置 備品 共有設備</p> <p>無形固定資産 補償費 前払金</p> <p>仮払金</p> <p>建設中投資 建設中収入 ダム負担金 共同事業負担金 工所用材料</p> <p>仮設備</p> <p>総係費</p>	<p>土地 建物 水路 貯水池 (又は調整池) 機械装置 諸装置</p> <p>工事代 物品代</p> <p>工事代 物件代 人夫賃</p> <p>セメント 鉄筋 鉄鋼類 諸材料</p> <p>土地 建物 工所用備品 送配電線路 道路及び橋梁 諸設備</p> <p>給料 手当 法定福利費 厚生福利費 賃金 消耗品費 賃借料 補償費 委託費 損害保険料 報酬 諸費 負担金及び分担金 賠償費 仮設備費用 建設中利子 工所用動力費 調査設計費</p>	<p>産について整理する。 「水力発電設備」の同目、同節に準ずる。 精算の際は、「電気事業固定資産」の各勘定に振り替える。 実施することが確定した「電気事業固定資産」の建設工事に係る予備測量、調査その他建設準備のために要した金額を含む。工事件名別に目を設けて整理する。</p>
<p>建設準備勘定 (電気事業 固定資産建設準備口)</p>	<p>除却工事費</p> <p>中小水力開発調査費</p>	<p>(何) 所除却工事費</p> <p>(何) 調査費</p>	<p>(何)</p> <p>仮設備</p>	<p>建物</p>	<p>建設仮勘定に伴う除却工事費を整理する。除却工事費ごとに目において区分し、諸係費ごとに節を設ける。 「電気事業固定資産」の建設工事の実施が確定する前にその予備測量、調査その他建設準備のために要した金額 (少額のを除く。) を工事件名別に目を設けて整理する。</p>

除却仮勘定			総係費	工事中備品 諸設備 賃金 消耗品費 賃借料 補償費 委託費 損害保険料 報酬 諸費 賠償費 仮設備費用	除却が工事を伴うときに使用する勘定「建設仮勘定」に準じて項以下を設けて整理する。ただし、「建設仮勘定」の「除却工事費」に整理するものを除く。
(5) (長期前払費用) 長期前払費用	(何)	(何)	(何)		当初1年を超えた後に費用となるものの前払額を整理する。
(6) (投資) 投資有価証券	保険料 支払利息 賃借料 補償費 賠償費 その他長期前払費用				長期投資の目的をもつて取得する有価証券を整理する。満期保有目的債権を含む。銘柄別に整理する。
出資金 長期貸付金	株式 社債 公社債 国債 地方債 (何) 出資金				銘柄別に整理する。当初償還期限が1年を超えるものを整理することができる。同上 同上 同上 項において出資先別に整理する。契約期間が1年を超える貸付金を整理する。目において事業会計別に整理する。
その他投資 (7) (基金) 基金	他会計貸付金 (何) (何) 基金	工業用水道事業会計 一般会計			条例に基づき、積立金等に対応して特定預金等の形態で保有するものを、項において基金ごとに整理する。

2 流動資産

(8) (現金及び預金) 現金預金	現金 預金 小払資金	現金 通知預金 普通預金 当座預金 定期預金 大口定期預金 外貨預金 譲渡性預金			支払の確実な小切手、郵便為替証書、官庁支払通知書等で割引なくして現金にすることができるものを含み、「小払資金」に整理されるものを除く。 契約期間が1年を超えるもの及び「小払資金」に整理されるものを除き、目において預金種類別に整理する。
(9) (諸未収入金) 未収入金	営業未収入金	小払資金 電力料 営業雑収益			日常の支払又は特定の用途のために事業内部の業務機関に前渡した資金を整理する。 契約期間が1年を超えるものを除く。「営業収益」の未収分を整理する。

<p>10 (その他流動資産) 短期投資</p>	<p>営業外未収金 その他未収金</p>	<p>財務収益 附帯事業収益 営業外収益 諸売却代 未収消費税及び地方 消費税還付金 雑口</p>			<p>「財務収益」、「附帯事業収益」及び「営業外収益」の未収分を整理する。</p>
<p>貯蔵品</p>	<p>短期貸付金 社債</p>	<p>他会計貸付金 職員貸付金</p>	<p>工業用水道事業会計 一般会計</p>		<p>貸付金の返済期日が貸借対照表日の翌日から起算して1年以内のものを整理する。 節において事業会計別に整理する。</p>
<p>前払費用</p>	<p>諸有価証券 一般貯蔵品 特殊品</p>				<p>当初1年以内に処分する意思をもって所有する市場性のある有価証券等を整理する。銘柄別に整理する。 同上 単価を附し、かつ、物品別に区分して整理する。 特殊品以外のものを整理する。 大容量の発電機、変圧器等であつて用途の特定されたものを整理する。 継続して役務の提供を受ける場合で、未だ提供されていない役務に対して支払われた費用を整理する。当初1年以内に費用となるものを整理する。</p>
<p>前払金その他流動資産</p>	<p>保険料 支払利息 賃借料 補償費 賠償費 その他前払費用 工事代 物品代 前払消費税及び地方消費税 その他前払金 保管有価証券 焼損未決算 立替金 仮払消費税及び地方消費税 仮払金 その他雑流動資産</p>	<p>職員立替金 その他立替金</p>			<p>前払費用に該当しないもの(契約期間が1年を超えるものを除く。)及び「流動資産」のうち各科目に該当しないものを整理する。</p> <p>一時的に現金等を立て替えて支払つたときに生じる債権を整理する。</p> <p>取引先に対する債権</p>

3 繰延勘定

<p>11 (繰延勘定) 繰延勘定</p>	<p>企業債発行差金</p>	<p>発行差金</p>			<p>ある事業年度において費用として支払った金額又は多額の損失であつて、その効果が次期以降に継続するもの又はその全額を当該事業年度において負担することができないものについて整理する。「企業債発行差金」、「控除対象外消費税額」を除き、当該繰延勘定を設けた事業年度の翌事業年度以降5事業年度以内に毎事業年度均等額以上を償却する。 公募による企業債発行に際して企業債の債権者に償還すべき金額が、同募集により得た実額を超える額及び同発行のため支出した経費(受託機関の取扱手数料及び申込書、目論見書、諸印刷代、広告費等)を整理する。 償還までの年数で除し、毎事業年度同額を均等償却する。 企業債の償還額と取得金額の差額を整</p>
--------------------------------	----------------	-------------	--	--	--

		発行費			理する。 企業債発行に附帯する費用を整理する。 新技術の採用及び経営組織の改善に要した費用並びに生産能率の向上、生産計画の変更等により有形固定資産の配置換えを行った場合の費用等でその効果が翌事業年度以降に及ぶものを整理する。 臨時多額の退職給与金で一事業年度の収益で負担させることが困難なものを整理する。 新研究又は新技術の採用等のために特殊の研究を行い、相当巨額の費用を支出した場合にその費用を整理する。 災害による事業用資産の損失が多額であつて、当該事業年度において負担することができない場合においてその損失の全部又は一部を整理する。 当該勘定を設けた事業年度の翌事業年度以降20事業年度以内において毎事業年度均等額以上を償却する。
	開発費				
	退職給与金				
	試験研究費				
	災害損失				
	控除対象外消費税額				

負 債

4 固定負債

12 (企業債) 企業債					建設改良及び投資以外に充てることを目的とする契約期間が1年を超える企業債をいい、項において種類別に整理する。
13 (他会計借入金) 他会計借入金	(何) 企業債				建設改良及び投資以外の目的のために他の会計から繰り入れたもので契約期間が1年を超えるものをいい、項において事業会計別に整理する。
14 (引当金) 引当金	工業用水道事業会計 一般会計				
15 (その他固定負債) その他固定負債	退職給与引当金 修繕準備引当金				上記の科目に該当しないもので契約期間1年を超えるものを整理する。

5 流動負債

16 (未払金) 未払金	営業未払金 営業外未払金				未払費用に属するものを除く。 「営業費用」の未払分を整理する。 「財務費用」、「附帯事業費用」及び「営業外費用」の未払分を整理する。
17 (未払費用) 未払費用	未払消費税及び地方消費税 その他未払金				継続的に役務の提供を受ける場合で、既に提供された役務に対して、未だその対価の支払いが終わらないものを整理する。
18 (その他流動負債) 短期借入金	未払給料 未払手当 未払賃金 未払賃借料 未払報酬 未払利息 その他未払費用				契約期間が1年以内の借入金を、項において事業会計別に整理する。 地方公営企業法第29条に規定する「一時借入金」を含む。
前受金	工業用水道事業会計 一般会計				他から前受した現金、有価証券等及び翌事業年度以降に属する収益を整理す